

公共機関によるEMS構築

伊藤, 佳世
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494460>

出版情報：比較社会文化研究. 5, pp. 15-29, 1999-03. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：



『公共機関による EMS 構築』

伊 藤 佳 世

要旨：先進国を中心に、自主的に環境マネジメントシステム (EMS) を構築するという動きがある。本研究では、その中でも公共機関に注目し、これらがなぜ EMS を構築するのか、その背景にはどのようなものがあるのかを分析することを主眼としている。著者は、公共機関¹⁾が EMS を構築するのは、すべての活動に環境意識を取りこみ、環境保全活動を展開するためであると考ええる。本稿は3章にわかれている。1章で、EMS に関する現状分析と政治的背景の分析を行い、2章では、企業と自治体の環境情報公開に関する既存の学問分野 (会計学と法学) の概念整理を行い、それぞれの主体がステークホルダーに対してどのようなアカウントビリティを持つかについて整理を行っている。3章では、先進的に EMS を構築しようとしている自治体を対象に行ったフィールド調査結果と関連づけながら、企業と自治体の EMS 構築が組織内部とステークホルダーにどのようなメリットをもたらすか、また、メリットにはどのような限界があるかを示している。著者は、メリットの限界として、1) 環境情報公開に関する問題、2) コスト面での問題、3) 世代内衡平の問題を指摘している。

キーワード 環境マネジメントシステム (EMS)、公共機関、アカウントビリティ (説明責任)、ステイクホルダー (利害関係者)、環境情報公開

はじめに

『持続可能な開発』の概念の広まりとともに、組織の環境面での継続的改善のために EMS を構築することに対する関心が、国際的に公共機関と企業の両方で高まっている。英国の BS7750、欧州の EMAS に引き続き、1996年9月に環境マネジメントシステム (EMS) に関する国際規格 ISO14000シリーズの一部が国際規格化²⁾したことにより、その動きは加速度を増している。本稿の目的は、1 環境情報公開に関する既存の学問分野の概念整理、2 先進的に EMS 構築に取り組んでいる英国と日本の自治体に対して行ったフィールド調査結果と関連づけながら、1) なぜ、またいかに公共機関が EMS を構築するのか、2) 公共機関の EMS 構築が、組織内部と外部のステークホルダーに対してどのようなメリットをもたらす、そのメリットにはどのような限界があるのかを明らかにすることである。

1 公共機関における EMS 構築の現状と背景

1-1 政治的背景

1987年に環境と開発に関する世界委員会 (WCED) によって出された報告書『Our Common Future (我ら共有の未来)』で「持続可能な開発」の概念が明らかにされた。その後、1992年6月3日から14日までブラジルのリオデジャ

ネイロにおいて、国連環境開発会議 (UNCED: リオサミット) が開催された。この会議で「持続可能な開発を実行していくための行動原則 (リオ宣言 The Rio Declaration on Environment and Development)³⁾」が採択された。また、それを実行するための計画=アジェンダ21 (Agenda 21)⁴⁾も採択され、国別の行動計画であるナショナルアジェンダ21 (National Agenda 21) の作成が要請された。アジェンダ21の28章1で「提起されている諸問題の多くは地域活動に根ざしているものであるがゆえに、地方公共団体の参加と協力が目的達成のための決定的要素になる」と、地方公共団体の役割の重要性が強調された。また、各国の地方公共団体は1996年までにアジェンダ21に関して各市民と協議し、当該地域のためのローカルアジェンダ21 (Local Agenda 21) に関する合意形成を行い、ローカルアジェンダ21を採択することが決まった⁵⁾。その後、1995年カナダのハミルトンで行われた G7の環境大臣会合において、G7各国の政府活動の中で環境パフォーマンスを向上すること、すなわち政府のグリーン化 (Greening the Government) の重要性が説かれた。続いて、1996年の OECD 諸国の環境大臣会合で、政府活動や意思決定のプロセスにおいて環境影響を減らすことを目的とした「政府機関における環境パフォーマンス改善に関する委員会勧告 (Council Recommendation on Improving the Environmental Performance of Government)」に合意がなされた。その内容は、

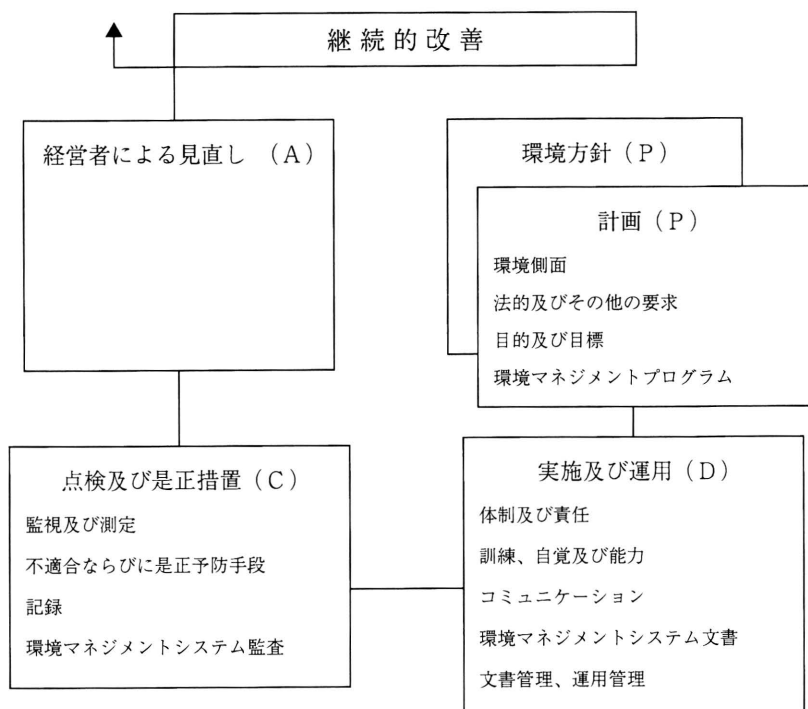
「OECD加盟国政府は、意思決定過程も含め、すべての政府活動と政府の建築物において環境を配慮することにより、環境パフォーマンスを継続的に改善する戦略を開発し適用しなくてはならない」というものだ。またそれには、加盟国が政府のグリーン化のためにどのようなことをすべきかについての勧告も書かれている(OECD 1996)⁶⁾。この勧告に従い、政府機関は自らEMSを導入するだけでなく、EMSを促進するために地方レベルの政府機関や私企業等とネットワークを作り開発に関する情報や実践例等を交換することになった。

実際、様々な国が政府のグリーン化に取り組んでいる。例えば、オランダでは、国家環境政策計画(NEPP)に基づいて、1) すべての省庁におけるEMSの確立、2) 政府調達における環境配慮の重視に取り組んでいる。日本では、環境基本計画に基づいて、平成7年6月に「率先実行計画」⁷⁾が閣議決定された。率先実行計画では平成12年度までのエネルギー使用量の削減や再生紙の利用、低公害車の導入などについて11の数値目標が設定されているほか、実施状況について毎年集計して一般に公表されることとなっている。アメリカでは、1993年4月にクリントン大統領が連邦政府の中のエネルギー使用削減をするために1) 連邦政府における代替エネルギー車使用に関する大統領指令12844(Executive Order 12844, Federal Government Use of Alternative Fuel Vehicles)、2) 省エネ型コンピュータ機器購入に関する大統領指令12845(Executive

Order 12845, Energy Efficient Computer Equipment Purchasing)、3) 連邦政府におけるオゾン層に影響を与える製品の購入や使用を抑制する大統領指令12843(Executive Order 12843, Federal Agency Procurement Requirements for Ozone Depleting Substances)に署名し⁸⁾、8月には連邦政府が知る権利と汚染予防要求に応じることを規定する大統領指令12856(Executive Order 12856, Federal Compliance with Right to Know laws and Pollution Prevention Requirements)に署名し、政府の日常業務において汚染を防止しリサイクル製品の使用を促進することとホワイトハウス内でエネルギーと環境の監査を行うことを表明した。同年9月には、環境マネジメントの向上のための国のパフォーマンスに関する見直し(NPR: National Performance Review)を副大統領局(Office of the Vice president)⁹⁾が作成した。それは1) 環境マネジメント導入に関する向上(具体的には、環境会計を導入することにより、連邦政府の意思決定を改善すること、2) 連邦政府の建築物の環境パフォーマンスを向上することにより、連邦政府に対して1 持続的な経済開発 2 環境の悪化防止 3 省コスト 4 国内のエコシステムの長期的な維持管理を求めるものだ。

このように、先進的な国が政府のグリーン化をすすめていく中、1998年の1月14日から15日にかけてストックホルムで、持続的な消費と生産に関するOECD計画会議(OECD Programme on sustainable consumption and

図1 EMSモデル



出典 ISO14001, 14004, ISO. 1996年.

production) が開かれ、その結果を受け、政府機関のための EMS 構築に関する研究会報告書 (Report of the workshop on environmental management systems for government agencies) が作成された¹⁰⁾。そこには OECD 加盟国がすべきこととして 5 項目があげられている。これらの環境面における国際合意により、政府の建築物や政府の活動にも EMS の概念を導入することになった。

一方、産業界ではリオサミット以降、組織が法令などの規制や基準を遵守することにとどまらず、自主的に環境保全の行動をとるためのシステムとして EMS 構築の動きが進んでいる。ここでは、国際規格である ISO14001 を取り上げるが、組織は図 1 の EMS モデルで示されているように Plan (P) -Do (D) -Check (C) -Action (A) に従ってシステムを構築すると、認証取得できるようになっている。

産業界での自主的な取り組みが進む中で、政府機関や地方自治体の中には、EMS 規格に基づいて政府のグリーン化を行おうとしているところもある。先進的な事例は英国で見られる。EMAS の第 14 条：他分野への適用の中に、「加盟国は実験的な形でこの環境管理及び監査要綱に類似した規則を、製造業以外の分野、例えば流通業や公共サービスに適用することができる」という内容があるが、これにのっとり 1993 年に環境庁、地方自治体マネジメント委員会 (The Local Government Management Board)、スコットランド局 (Scottish Office) が共同で EMAS for UK Local government (英国地方自治体のためエコマネジメント監査制度ガイド) を作成した。ISO14001 は全ての組織に適応できる規格なので公共機関や地方自治体でも取得が可能となる。

実際の公共機関の EMS への取り組みには、1) 認証を自ら取得するという動きと、2) 他の組織 (地元企業や他の自治体) の EMS 取得を助長する動きがある。1) に関しては、英国の Hereford が BS7750 と EMAS を、Sutton が EMAS を、Nottingham, Stratford upon Avon、環境省等が ISO14001 認証取得をしている¹¹⁾。日本では、第 3 セクターである三重県環境保全事業団の小山最終処分場が 95 年 11 月に ISO14001 の認証取得をし、97 年 11 月に審査登録機関となった。自治体では、千葉県白井町、新潟県上越市、滋賀県工業技術総合センター、南大阪湾岸南部流域下水道組合、大分県日田市、大分県、板橋区、埼玉県、水俣市、大阪府、岩手県金ヶ崎町、京都府園部町、横須賀市下水道施設、静岡県環境衛生科学研究所が認証取得した。99 年 3 月 1 日現在、様々な公共機関が認証取得を目指し取り組んでいる¹²⁾。また、ドイツ・オーストリア・米国・中国の公共機関¹³⁾でも EMS 認証取得に熱心に取り組んでいる。2) に関しては、国レベルの動きとしてイギリスが LA EMAS を作成したことを示したが、他にも環境運輸庁 (Depart-

ment of the Environment, Transport and the Regions) が政府における EMS 実施—環境部門や他の部門の管理者のためのガイドライン (*Implementing Environmental Management systems in Government—guideline for environmental managers and other key people*)¹⁴⁾ を作成し、スコットランドの国家医療制度とストラスクライド大学の安全と環境マネジメントに関するユニット (NHS in Scotland and the University of Strathclyde's Safety and Environmental Management Unit) が共同で、病院や健康に関する政府施設における ISO14001 構築のために Green Code というソフトウェアを作成した。米国では、エネルギー省 (Department of Energy) の環境政策・援助局 (Office of Environmental Policy and Assistance) と環境庁 (Environmental Protection Agency) の連邦施設局 (Federal Facilities Enforcement Office) が共同で連邦政府施設のための EMS 入門書 (*Environmental Management Systems Primer for Federal Facilities*)¹⁵⁾ を作成した。日本国内では、国の機関がハンドブックを作った事例はまだないが、認証取得を目指している地方自治体向けのセミナー開催、研究会での先進事例報告や NEILA (環境 ISO 自治体ネットワーク)¹⁶⁾ に代表されるように情報交換が自治体職員の間で行われている。しかし、県などの組織が補助金を設けるなどして域内の市町村を支援するということはほとんど行われていない。今のところ、三重県だけが市町村の ISO14001 認証取得補助制度を設けている。一方、企業向けの支援策としては、多くの地方自治体が取り組んでおり、それは、1 ハンドブック作成¹⁷⁾、セミナー実施¹⁸⁾、技術指導¹⁹⁾、研究会²⁰⁾の開催等の情報提供手段、2 融資・補助金²¹⁾、3 認証取得した企業に対する許認可簡素化²²⁾、4 審査機関になる²³⁾、5 グリーン調達の際考慮²⁴⁾、6 モデル事業実施²⁵⁾に分類される。

ところで、EMS 構築の社会的意義は何だろうか。この点に関してさまざまな見解があるが、著者は組織とステイクホルダー (後述) との間でのコミュニケーションを促すことがその最たるものであるという仮説をたてた。そこで、次の章では環境情報公開に関する既存研究について示す。

2 環境情報公開をめぐる動向

情報公開制度を最も早く発達させたのはスウェーデンで、1766 年に「著述と出版の自由に関する 1766 年 12 月 2 日の憲法法律」が策定された (松井 1996, p 5-16; 藤原 1997)。その後、各国で情報公開法が策定されていった²⁶⁾。環境面での情報公開に関する最近の国際的動向として、1992 年リオデジャネイロで行われた国連環境開発会議で出されたリオ宣言の原則 10²⁷⁾とアジェンダ 21 の 40 章があげられる。リオ

宣言では、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有さなくてはならない。各国は情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進かつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。」とされている。アジェンダ21の40章「意思決定のための情報」では、政策、計画及び管理レベルにおいて環境と開発の統合をし1) 公衆の関連情報へのアクセスの確保を勧告すること、2) 決定の事前及び同時影響評価手続きを導入することを求めている。これらの動きを受けながら、先進国間を中心に各国で環境情報公開の取り組みが行われている。ISO14001の認証を取得した組織は環境方針を公開しなければならないし、EMASを取得した組織は環境声明書を作成、公開しなくてはならない。政府のグリーン化の一環で公共機関がEMSを政策の中に導入する上で、多様な利害関係者に対して環境情報をいかに公開するのかが問題となってくる。以下では、企業と行政に関するアカウンタビリティ、ステイクホルダー、環境情報公開の概念が既存の学問でどのように扱われているかを概観する。

2-1 アカウンタビリティ

企業のアカウンタビリティに関して、國部克彦は、「アカウンタビリティは『説明責任』を意味し、環境問題に限定すれば、企業は環境に対して説明する責任をおっているので、それを果たすべきだという論拠になり、それを環境アカウンタビリティもしくはグリーンアカウンタビリティと呼ぶ」としている（國部、1998 pp. 31-35）。また、國部は、「環境情報が最近、金額情報や貨幣単位に還元されない環境パフォーマンスに関する定量情報や環境活動一般に関する定性情報（例 エコラベル）まで拡充されていることに伴い、環境情報公開の法制化も行われるようになってきている」ことを示し、その背景には、情報提供側による情報操作や情報隠蔽の危険性に関する懸念の存在があると主張している。また、國部は環境情報公開の法制化の問題点として、環境情報公開を強制してしまうとおそれがあることを挙げ、「政府機関が市場による自己調整機能を前提として、環境情報開示の条件を整備しようとすることは、その行為自体が市場での調整に任せられるなら一概に否定すべきでない」と主張し、自主的かつ弾力的な環境情報開示実践として、EMASやISO14001、環境会計の実践、環境声明書の作成をあげている（國部、1993；國部、1997c）。

行政のアカウンタビリティに関して、右崎正博は、アカウンタビリティ（説明責任）の本来の意味は、「政府が不都合のない範囲でその諸活動について説明すれば足りるというものではなく、国民の側が政府に対しその活動について説明を求める権利を持つという、そのような権利性の保障にあると考えるべき」としている（右崎、1998）。宇賀克也はアカウンタビリティとは「行政が主権者たる国民に対して、いかに行政を行っているかを説明する義務」を意味し、市民からの情報開示請求がなくても、行政は市民に対して、行政活動に関する情報を積極的に提供して、行政がいかに行われているかを説明する義務をおうとしている（宇賀、1998 pp. 5-18；宇賀、1996）。また右崎・宇賀は、日本の情報公開法案を取り上げ、それが条文中にアカウンタビリティの考え方を明記している点に注目し、「主権者である国民に対して、行政が、自分たちがどういうふうに行政を行っているかを説明する責任を持つことになり、これは国民が行政に対して、その説明を求める抽象的な権利を有することを意味する」としている（右崎・宇賀、1998）。藤井照夫は「元来、アカウンタビリティは、委任者が受任者による事務の遂行状況を確認するため、受任者から報告を求め、質問し、受任者の行為を点検評価しようとすることに對して、受任者が弁明し釈明する答弁責任、説明責任を意味していたが、現在は、受任者が、委任者に対して弁明しうる状態で自己の行為を行う責任という意味で使用されることが多くなった」として、アカウンタビリティ概念の拡張について示している（藤井、1998）。

2-2 ステイクホルダー

環境情報公開を行う際、組織にとってその情報を公開する対象となる利害関係者（ステイクホルダー）は誰かという問題が出てくる。これに関し、環境会計の分野で既に分析が行われている。

國部は構成主体が自己の短期的な利益だけでなく社会的な問題も考慮にいれて活動する市場である「社会的市場」の必要性を説き、「社会的市場が実現するために、社会的コストを自主的に内部化する企業を積極的に評価する消費者と投資者の存在が必要であり、企業の環境情報開示は社会的市場の前提条件でもあり、促進要件ともなりえる」としている。國部は環境会計の実践は、情報作成者としての企業と情報受信者としての関係者（利害関係者）の相互作用から成り立っているとし、情報受信者をステイクホルダーと総称している。さらに、企業の環境保全活動との関わりの点から、ステイクホルダーを企業に内部化された環境コストを負担する可能性のある中心的ステイクホルダー（例株主・消費者・投資者・従業員）と、企業利益の増減とは直接関わりを持たないが企業の環境保全活動に関係をもつ

外延的ステイクホルダー（例 地域住民・環境保護団体・メディア機関・直接的な環境被害を受けていなくも意識レベルで関心を持つ個人やグループ・政府機関）に分類している。中心的ステイクホルダーと外延的ステイクホルダーをわけるメルクマールは環境保全に起因する利益減の影響を直接的に受ける可能性が在るかないかであり、その中間のグレイゾーンの存在も指摘し、そこに位置するものとして金融機関をあげている（國部，1998 pp. 12-21）。國部と同じような手法で、地方自治体にとってのステイクホルダーを考えてみると、自治体に内部化された環境コストを負担する可能性のある中心的ステイクホルダーとして住民と地元企業²⁸⁾が、自治体の財政とは直接かかわりを持たないが、自治体の環境保全活動に関係を持つステイクホルダーである外延的ステイクホルダーとしては、地域外住民、地域外企業が考えられる。

2-3 環境情報公開の概念（法学と会計学）

企業の環境情報公開に関して、國部は、環境問題に対して市場が社会的に対応するため、社会的指標の役割をになう環境情報が必要だと主張している（國部，1997c）。また、企業の環境情報の基礎となるのは、企業によって負担される環境コストとベネフィットであって、これらの情報を編集するプロセスとして環境会計があると主張している。國部は、環境会計を計算可能性によって3つ（1 貨幣計算のレベル，2 非貨幣計算のレベル，3 記述情報のレベル）に分類し、EMS を3の記述情報のレベルに当てはめている（國部，1998 pp. 2-3）。また、國部は全地球規模での環境問題の深刻化により、被害者と加害者あるいは、環境資源の委託者と受託者の間に明確な境界線を引くことが困難になっているので、情報開示理論の大前提であったプリンシパルとエージェントの峻別が環境情報開示においては曖昧となってしまっており、そこに環境情報公開の本質的問題があると指摘している。このことから、環境情報公開におけるプリンシパルとエージェントは全く別個の主体ではなく、同一主体の中の別々の側面として理解すべき問題であり、環境情報公開を分析するためには1) 環境情報公開の持つ多様性を個別・具体的・現実的に把握するフレームワークを作ること，2) 理論的正統性を主張するために、情報の提供者と利用者の論理の両方を反映する必要があることを主張している（國部，1994）。

行政による情報公開に関しては主に法学や行政学の分野で分析が行われている。阿部・新藤宗幸は、「直接民主制においては、政策決定はすべての公開の場において全員参加のもと実施され、公開性がそのまま公共性を保障していた。近代国家では、立法部と司法部に関しては公開性が保障されていた。立法国家において、政治は主に立法部の機

能で、行政部は非政治的な執行の役割と考えられたことと、行政部の役割の中に、外交のように公開性要求を本来的に受け入れにくいものが含まれていることから、行政部には公開性が十分に適応されなかった。そのことで、政治の量的拡大と質的専門化が進み、立法部の政治的比重が低下し、逆に行政部は政治的にも重要な役割を営むようになり、立法国家から行政国家への転換が行われるようになった。」と情報公開を歴史的に分析している（阿部・新藤，1998 pp. 153-165）。また、藤原も「公開と説明責任の理念は、選ばれたものが、選んだものたちにどの程度語るべきかという緊張関係の問題として、古代ギリシャの民主制のはじめから存在していた」と指摘している（藤原，1998 p62）。一方、M ウェーバーは、「行政部は情報収集において極めて有利な立場にあり、情報公開に反発するのは、行政部の権力の基礎を突き崩す恐れがあるから」と官僚制が情報公開の要求に対して強く反発する傾向があることを示している（ウェーバー，1992 (1960) pp. 122-123）。情報公開の概念に関して、藤原は、「民主主義的な社会では説明責任の全うの要求は、政府の説明責任、大臣の責任を超えて、直接に官僚制度の説明責任に及ぶ。このような意味で、説明責任は民主制に共通の理念であり、我が国の行政手続き法の透明性に欠けている民主主義的要素を補う意味も持つ。」と主張している（藤原，1998 p62）。宇賀も情報公開の基本的目的を「国民主権，民主主義を実行あるものにするものである（宇賀，1998 p 4）」と位置付けており、阿部・新藤は、「情報公開の要求とは知る権利の行使と行政部の民主的統制の試みであること，また，情報公開と民主政治は，密接に関連しており，公開性²⁹⁾は公共性³⁰⁾に不可欠の契機である」ことを示している（阿部・新藤，1998 pp. 153-165）。情報公開法そのものに関しては、右崎が「国民主権原理と国政信託の理論に基づき，行政機関が公権力の行使に際して作成・取得し，現に保有している情報を国民の共通財産として位置付け，それを利用し，コントロールする権利を認め，その保障を具体化する制度であり，そのような権利の保障を通して政治や行政への監視と参加を確保していく手段となる」としている（右崎，1998）。これらのことから，法学の分野では情報公開のためには民主主義が前提として位置付けられていることが明らかになった。

経済や会計の分野においても環境政策と情報公開に関する記述がある。植田和弘は，環境政策手段を主体客体の面から，1) 公共機関自身による活動によって環境の保全を図る手段と，2) 環境破壊の原因者の活動をコントロールすることによって環境の保全を図る手段に分け，また手段の選択という面から環境政策を1. 法律による直接的手段，2. 税・補助金・課徴金・排出権取引・デポジット制に代表される間接的（＝経済的）手段，3. 基盤的手段に分け，

環境情報公開を、公共機関自身による活動手段と原因者をコントロールする手段両方にあてはまる基盤的手段として位置付けている（植田，1996 p107）。一方，國部は「環境政策に関しては，直接的規制と経済的手段をミックスさせても，環境保全のためのメカニズムとしてはなお不十分である」と指摘している。その理由として，「経済的手段は直接的規制より柔軟性がある制度だが，特定の環境問題に関する規制であって，自然環境の全体制という観点からすれば，いずれも部分的な政策という限界をもつ」点をあげている。また，現在の環境問題の範囲の広範さ，多様さを考慮すれば，直接的規制や経済的手段と同時に，それらではカバー出来ない領域に包括的に対応するメカニズムが必要であり，環境会計をはじめとして，環境報告や環境監査がそのための手段として機能するのではないかと主張している（國部，1998 p11）。

3 EMS 構築のメリットと限界

EMS を構築した組織には何がもたらされるのであろうか。いろんなメリットがあげられているが，ISO14001 認証取得のガイドラインとなる ISO14004 03³¹⁾の中に，EMS 構築に13項目のメリットが示されている。以下は，それをもとに EMS の有効性を，EMS 構築が進んでいる地方自治体に当てはめ分析を行うことにより，組織内部と外部のステイクホルダーにとってのメリットをまとめ，さらに先進的に EMS に取り組んでいる地方自治体に対して行ったフィールド調査結果を関連づけていくことにより，地方自治体の EMS 構築は企業の場合とはどう異なるのか，またメリットの限界は何かを示していくという試論である。

3-1 EMS 構築に関連してもたらされるメリット

1 イメージ及び市場占有率を高める

組織が EMS 認証取得を行う場合，先に示したように P-D-C-A に基づきシステムを構築し，継続的な改善をする。企業にとっては，EMS を構築し，環境面での継続的改善を行い，環境情報を公開することにより組織のイメージが良くなる。企業が EMS を構築し情報を公開することは，企業の中心的ステイクホルダーである消費者にもメリットをもたらす。というのも，彼等には，商品やサービスの選択や判断の際に基準となる情報が提供されるからだ。消費者は環境意識が高くなると，品質や価格が同じであったら環境に対する企業イメージの高いほうを選択することが考えられる。消費者のそのような行動が見られたら，それに伴い企業の市場占有率が高まるであろう。またそれは，株の配当が上がることにもつながり，企業の中心的ステイクホルダーである株主にとってもメリットとなる。自治体の場合，

EMS 構築は地域のイメージアップにつながる。EMS 構築には最高責任者の関与が不可欠だ。首長の任期中自治体が EMS 構築に取り組み，その結果環境先進自治体としてのイメージアップが図れれば，次期選挙において住民の支持が得られ，再選の可能性も高まる。また地方自治体が EMS を構築すると，自治体の全ての活動に環境意識が取り込まれ，自治体は全ての政策（場面）において環境保全活動を展開するようになる。故に，従来の投資誘致政策・経済開発事業・観光開発戦略の中でも環境面が考慮されるようになる。その結果，環境対策を積極的に行っている自治体に，その外延的ステイクホルダー，すなわち地域外の環境に力を入れている企業が進出してくる動きが助長され，一方で，汚染源となる企業活動を抑制し，一定の業種の自治体への進出を断念させることが可能となる。また，自治体が EMS を構築し政策に応用することで，地域内に環境を配慮した産業を育成したり誘致することが可能になり，これは自治体の中心的ステイクホルダーである住民に対して環境産業進出による雇用促進や地域活性化のメリットをもたらすことが考えられる。具体例として北九州市があげられる。北九州市は，環境産業（リサイクル産業，中堅企業をターゲットにした ISO の啓発事業，それに関連した研究開発等）を軸にした地域活性化に取り組んでいるが，その一方で，自らも EMS 構築に取り組んでいる。

2 投資家の基準を満たし，資金が入手しやすくなる

企業の中心的ステイクホルダーである投資家にとって，環境に関する企業や EMS 構築のために資金を使うことのできる企業は成長力があり魅力的な企業となる。企業が環境に対して率先して取り組むことが投資家の基準を満たすことになったら，その企業は資金を入手し易くなると思われる。地方自治体の場合，EMS を構築することにより，積極的に環境問題に取り組むという意味を国にアピールすることになる。それにより，自治体は環境に関する国の予算の獲得において有利になるのではないだろうか。また国にとっても，環境面での補助金を地方にどう配分するかを考慮する際に自治体の EMS 構築の有無を判断材料として用いることが可能になる。

3 販売者の認証基準を満たす

ISO14001. 4. 4 . 6 ³²⁾に組織が用いる物品とサービスの確認可能な著しい環境側面に関する手順の確立及び維持，並びに供給者・請負者³³⁾への関連手順及び要求事項の伝達という記述があり，ISO 14004序文には契約者および供給者に対して EMS を構築するよう奨励せよと記述されている。また，自治体 EMAS の附属書 1-A-D-11にも業務の代行下請業者が地方自治体の環境規格と同等の基準を適用するような規定を設けるという記述がある。組織が率先して EMS を構築することによって，契約者に対し環境基準

を設定することが可能になる。企業や自治体が EMS を構築することは、請負者がその組織が環境面を配慮している場合その請負者にメリットをもたらす。というのも EMS を構築している企業や自治体が環境負荷の少ない製品の購入先となる可能性があるからだ。日本の場合、売買、請負等の契約の一方に地方公共団体になった場合には、民法上の契約自由の原則が適応されるわけではなく、地方自治法第234条で定められている契約締結方法（1 一般競争入札、2 指名競争入札、3 随意契約、4 競り売り）を用いる。今のところ、日本の自治体が契約の際に取引相手に EMS 構築を要請するという事例はないが、英国では、Hereford と Sutton が取引相手と環境方針や EMS 構築の有無を問うという動きを示している。また自主的な取り組みとして、製品や製法の環境負荷や納入業者の環境保全への取り組みを考慮して購入先を選別するグリーン購入が企業と公的機関の両方で進んでいる。岐阜県は1997年3月に『岐阜県廃棄物リサイクル製品利用の促進要綱』を策定した。その内容は JIS やエコマークの取得の有無や、ISO14000への対応等、工場での環境保全活動を含めた基準を満たした企業のリサイクル製品を知事が認定し優先的に購入するというものだ。

一方、企業の場合も自治体の場合も自らが別の主体に対して製品やサービスの供給を行い、その仲介としてその製品やサービスを販売する主体が存在することがある。この場合、販売者の基準とは何に相当するのか。ここではメーカーと販売者としての小売店の例をあげる。EMS 構築による継続的改善をするため、販売者である小売店はその製品を作るメーカーに対して EMS の構築を要求することが考えられる。故にメーカーにとって EMS を構築することは販売者である小売店の基準を満たすことになる。自治体の場合、販売者とは誰になるだろうか。自治体はサービスを住民に提供している。故に自治体にとっての販売者とはサービスという商品を住民に提供する自治体の職員にならないだろうか。職員には、自治体が EMS を構築し文書管理等を行うことにより、担当者が代わっても対応が可能になるというメリットが考えられる。だが、それが販売者としての職員の基準にあてはまるかということになる点に関しては疑問が残る。

4 環境マネジメントへの関与を顧客に保証

5 公衆または地域社会と良好な関係維持

BS7750や EMAS, ISO14001等の EMS に関する基準が出来るまでは、環境に優しいと組織が宣伝してもその基準自体が曖昧であったため、顧客にとっては利害関係のある組織の環境へのアプローチの程度を客観的に判断することが難しかった。しかし EMS 規格の出現によって顧客はその組織がどの程度環境に取り組んでいるかを判断する一定

の基準を得た。ISO 14001. 4. 4. 3 コミュニケーション b に「外部の利害関係者からの適切なコミュニケーションの受付、文書化及び対応」が、また、EMAS 5条³⁴⁾に環境声明書に関する記述がある。EMS を P-D-C-A サイクルにのっとり実施し、組織の環境面に関する情報公開を行うことは、組織と組織内部・外部のステイクホルダーとのコミュニケーション手段となる。

企業の場合、顧客は取引相手や消費者となる。自治体の場合の顧客は、主に住民となるであろう。というのも、自治体の場合、税金の形でお金を受け取る一方で、そのサービスという製品を主に提供する相手も住民になるからだ。自治体が EMS を構築するということは、住民に対し率先して環境問題に対処していくという姿勢を示すことになり、また情報公開により住民に自治体の環境への取り組みを判断する材料を提供することになる。故に、うまく EMS を構築出来たら、住民の信頼を得ることが可能になるかもしれない。また、住民の場合、環境意識が高ければ、開発に伴う問題やごみ問題等の身近な環境問題に対応するために、自治体に環境対策の強化を要求することもあるだろう。実際、住民は住民投票や選挙、NGO を通じて間接的にだが政策の中に意見を反映することができる。自治体は地域の住民の信託を受けて行政を行うわけだから、住民に対して行政がいかに行われているかを説明する責務（アカウンタビリティ）がある。あらゆる政策の中に環境意識を取り入れるために自治体が自ら EMS を構築して、環境情報を公開することは、住民の環境政策面におけるニーズという基準に答える一つの手段になるのではないだろうか。EMAS を取得している Hereford や Sutton 等は環境声明書を作成し公開している。水俣市は情報公開を最重点と考え、自らが EMS を構築をする一方で、いかに構築しているかを公開するためビデオを作成している。板橋区は現在認証取得を目指しているが、既に独自の庁内 EMS を構築済みで、それに基づいた庁内環境声明書を作成し住民に配付している。

6 賠償責任にいたる事故を減らす

7 妥当な注意義務を示す

これらはリスク管理に関するものだ。ISO14001の要求事項 4. 4. 7 に『緊急事態への準備及び対応』がある。これにより組織が EMS を構築すると、緊急事態になっても対応できるような手順を確立することができるし、ISO 14001 4. 5 監視及び測定により、「環境に著しい影響を及ぼす可能性がある運用及び活動の主要な特性を日常的に監視し、測定するために文書化した手順を確立し維持する」ことが決められている。また、内部監査や外部監査を受けることにより現場での作業がきちんと行われているかについて確認されるので組織の信頼性を高めることになる。企業と自治体のステイクホルダーの中で最も環境被害を受け

る可能性があるのは住民である。組織がEMSを構築する事は、組織の環境リスクを削減すると同様に、住民が直接的被害を受ける可能性を減らすことになる。また、環境への取り組みが自主的な情報公開によって明らかとなる。

8 妥当な経費で保険を取得する

環境影響を常時監視する体制を整えることにより、多額な賠償金やイメージなどの低下を伴う環境リスクを回避することが可能となる。事故に備えて損害保険などに入る際、EMSを構築することにより、損害保険に入りやすくなるだろうし、EMSを採用しているかどうかによって、保険料のランク付け評価が変わってくる可能性がある。実際、住友海上火災保険はグローバルスタンダードを取得している企業等組織の賠償責任リスクに関わる保険料を最大30%割引するというグローバルスタンダード割引制度を設けている。また、自主的に企業がEMSを構築し、リスク管理を行うことは、環境事故を起こした場合にその費用を保険の配当の形で負担しなくてはならない保険会社にとって、その負担を軽減するというメリットをもたらす。

日本の場合、公共機関に損害賠償が請求される場合、国家賠償法³⁵⁾が適応され、その費用に関しては原則として当該公務員ないし営造物の帰属する国または公共団体が負担することになっている。故に、国が損害賠償の責任を負う時は国の財源から、自治体が損害賠償の責任を負う時には、自治体の自己財源から支払われることとなる。だが、自治体が賠償資力を十分に準備・確保できないと推定される場合などには、損害保険の手配を損害保険会社に対して行うことがある³⁶⁾。故に自主的に自治体がEMSを構築することは、賠償の費用負担をする保険会社にとっても、その負担を軽減するというメリットをもたらす。

9 産業界と政府の間の関係を改善する

EMSに自治体が率先して取り組み、企業の取り組みを奨励することにより、多くの企業がEMSを構築することができる。EMS構築の際、事業者と自治体の間の情報や人の交流が促進されることにより良い関係を築ける。自治体は、自らEMSを構築する一方で、その中心的ステイクホルダーである地元企業に対する企業支援を行っている。具体的内容として、補助金・融資・報奨などの金融支援、アドバイス・研修及び広報・職業訓練等の情報提供があげられる。

10 入力材料及びエネルギーを保存する

11 原価管理の改善

環境設備を導入したり、環境投資をすることにはコストが伴う。対処療法的な手段と予見・予防手段のどちらを選択するかということは割引率の問題もあり、大きな問題だ。植田は対処療法的手段の欠点として、1 自然破壊や人間の健康破壊には不可逆性があり、復元が不可能な場合がある

こと、2 対処療法的手段では事後的に対策が実施されるので、結果的にみれば予防的に対策を実施する場合にくらべ対策費が大きくなりかねないということを示している(植田, 1998 pp. 28-31)。組織がEMSの構築と継続的改善のために環境投資を続けることは、予見・予防手段に当てはまる。植田の論理に従うと、事前に環境投資を行うことによって、結果として負担が少なくなり、原価の管理に改善をもたらす可能性がある。また、仮に環境事故が起こった場合、対処療法を取る場合よりも対策費用を減らすことができる。また、組織がEMSを構築することにより原材料のリサイクル化やエネルギー削減などの省エネ・省資源が図られたり、EMS構築の過程で設計上や行程上での無駄が発見され改善されることによってコストダウンを図ることもできる。HerefordはBS7750とEMASを取得しているのだが、95年から96年の間にエネルギー使用量の5%を削減し、それは70万kWhの削減になった。それをポンドになおすと£32,000の削減ができた³⁷⁾。

12 開発を促進し、環境上の解決策を分担する

EMSを構築し、継続的改善を行うことがISO14001の目的である。組織はP-D-C-Aにのっとり、継続的改善を行うわけだが、その際に出てきた課題を解決するために技術を導入したり、開発をすることが考えられる。

13 許認可の取得を容易にする

自治体によっては自治体の中心的ステイクホルダーである地元企業がEMSを構築した場合、許認可手続きを簡略化しているところがある。例として神奈川県があげられる。神奈川県は、『環境認定工場制度』を設けている。これは、ISO14001の認証取得した企業の工場を「環境認定工場」に認定し、施設設置ごとに行っていた現場確認等の作業や、許認可事項を簡略化する等の便宜を図るという内容だ。一方、中央政府の環境面での政策において、自治体が認証を取得することによって、許認可の取得が容易になったという事例は、今のところない。

3-2 メリットの限界

ここまではEMS構築に関連して与えられるプラスの要因だけを述べてきたが、それらのメリットにも限界がある。考えられる問題点として1) 情報公開に関する問題 2) コストの問題 3) 貿易・取引上の問題と世代内衡平の問題があげられる。

3-2-1 情報公開に関する問題

EMSは広範囲の利害関係者の要望、及び環境保全に関して徐々に高まりつつある社会の要望に対応するものである。ISO14001 3.11で利害関係者とは『組織の環境パフォーマンスに関心を持つか又はその影響を受ける個人または団体』と定義づけがされ、ISO14001 4.4.3やEMAS 5

条で利害関係者とのコミュニケーションを要求している。そのコミュニケーションの一環として、EMAS では環境影響等を一部記載した環境報告書の作成と公開を、ISO14001 では環境方針の作成と公開を要求している。しかし、両規格とも全ての環境影響の公開を義務付けてはいない。そこで、情報公開に関する問題点としてあげられるものに、まず公開する情報の中身の問題がある。具体的には情報提供主体による情報の隠蔽や歪曲の問題だ。また公開するにしてもどこまで情報を開示するのか（要求事項を越えて自主的に環境情報を公開するのか）という問題もある。企業の場合、環境影響情報を提供することにより競合会社に営業秘密³⁸⁾が漏れる可能性があるため、情報公開を軽率に行うことはできない。しかし行政の場合、行政は国民に対して説明義務を負っているため、情報公開の要求があったら、たとえ規格の要求事項の中になく環境情報でも公開する必要がある。また、企業の場合も自治体の場合も、住民の安全や健康にマイナスの影響を及ぼす可能性のある施設で認証取得する場合、特に環境情報公開に対する住民側の要求が高くなる。情報公開に関する 2 点目の問題として、公共機関が提供する情報が本当に住民のニーズにあっているかという問題がある。また、3 点目に、情報を受け取る側が環境声明書や環境方針の公開等により提供された情報をどう理解するのかという問題があげられる。情報公開により、住民側が公共機関の建物や、日常の業務に伴う環境影響等の情報を得たとしても、専門用語や数値で示されていることが多く理解が難しいことが多い。専門家集団が情報を提供する側と要求する側の間に入って翻訳者の役割を果たし、一般の人に理解しやすい言葉で伝えることが要求される。

3-2-2 コストの問題

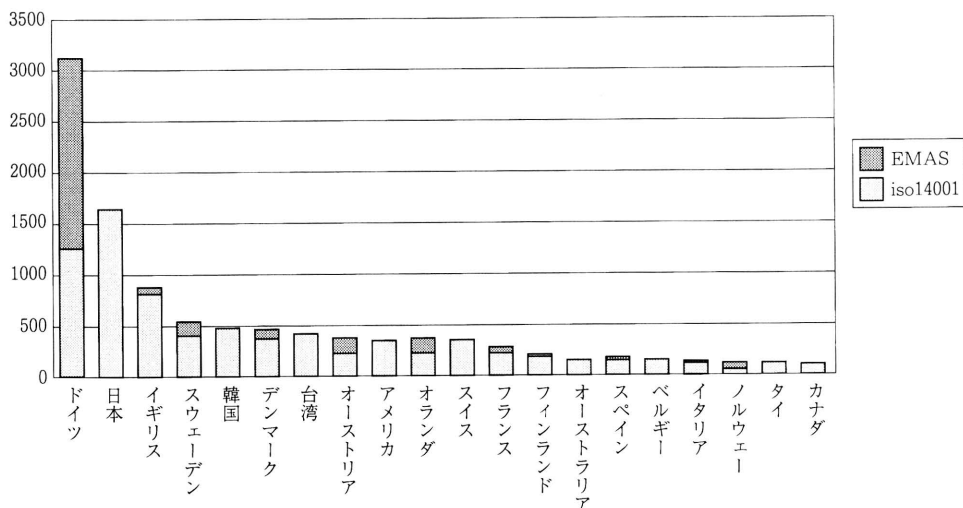
EMS を構築する際には EMS に詳しい人材が必要となる。また組織は日常の業務を行いながら、EMS 構築をしなければならないので構築までかなりの時間を要する。組織は、構築に必要な情報を得て理解していくために組織内で勉強会を開いたりセミナーに人を派遣したり専門のコンサルタントを雇ったりするなど EMS 構築のために様々な活動をする。大規模な組織ではマネジメントシステムが既に存在し、豊富な人材を有しているため、かかる時間や費用の問題は大した問題ではないかもしれない。だが、人材が少なかったり既存のマネジメントシステムがない小規模の組織にとって費用は大きな問題となる。こうやって大規模組織と中小規模組織の EMS 構築における取り組みに差が出てくる。また、EMS を構築することによって省エネ・省資源等により費用削減が出来るかもしれないが、認証取得のためにかけた様々な費用の合計金額に見合うだけの費用削減ができるのかは不確実である。Hereford の場合、EMS 構築のために 315 日かかり、労賃を費用換算した

ら、£82,050 となった。またそのメンテナンスに 210 日要し、それにかかった費用が £35,725 であったので、結局全てに要した日数は 525 日となり、その費用に合計 £117,775 を要したこととなる。このことから EMS を構築するにも維持するにも費用がかかることが明らかになった。一方、EMS 構築によって、1995～96 年にかけて、全体のエネルギー消費量の 5 % 削減、すなわち 70 万 kWh (£32,000) の削減が出来た。EMS 構築のコスト・ベネフィット分析を行い、ベネフィットの方が大きければ取り組む意義があると考えられる。Hereford の場合、コストの方が大きくベネフィットが小さくなっている。しかし、ここではエネルギーのような明確に金額として換算できるものしか、ベネフィットとしてあげていない。自治体が EMS を構築し認証を受けることにより、住民や企業に対するサービスが向上することが考えられるが、このサービス向上等の金額に示すことのできないものをいかに評価するかという問題点が残る。

3-2-3 世代内衡平の問題

ISO14001 序文の中に、『これらの規格は非関税障壁を生み出したり、組織の法的な義務を増大、若しくは変更するために用いられることを意図していない。』とする記述がある。ISO14001 では非関税障壁を生み出すことは意図していないという一方、ISO14004 の序文中に、『契約者及び供給者に対して EMS を構築するよう奨励せよ』とある。先進国側が発展途上国側に取引の条件として EMS の構築を要求すれば、発展途上国にとっては競争に不利となり、それが貿易障壁になる可能性がある。というのも発展途上国と先進国の EMS 構築の取り組みには大きな格差が存在しているからだ。図 2-1 で 99 年 1 月 31 日現在の国別取得数を示しているが、EMAS と国際規格 ISO14001 の数を合計すると、圧倒的にドイツが多く、その数は 3,126 となっている。続いて ISO14001 に関して一番取得件数の多い日本の順となっている。図 2-2 で地域別の ISO14001 規格取得の割合を示しているが、ヨーロッパとアジアで ISO14001 認証取得が進んでおり、その他の地域ではそれほど進んでいない事が明らかとなった。しかし、これには欧州の規格である EMAS は含めていない。EMAS の件数をあわせると圧倒的にヨーロッパの取得数がのびる。また、発展途上国の場合、取得企業の大半が現地に立地している多国籍企業であって地元企業ではない。M. ポーターは、「環境に関する規格が需要に大きな影響を与え、戦略的環境政策となり、国の国際優位をもたらす」としている（ポーター、1992 pp.347-351）。もともと EMS 規格は、ヨーロッパ諸国が中心となって作成した。この規格の作成によって、ポーターの言うように、先進国は戦略的な環境政策や戦略をとることが可能になり、低価格の商品に対抗できるであろう。反面、発

図2-1 国別取得状況(99年1月末現在)

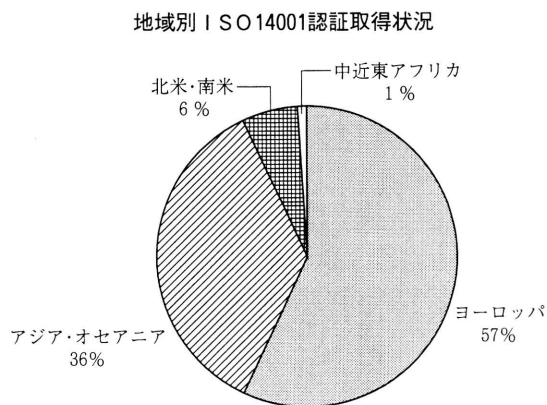


注 ドイツ環境省のRainhard Piglau氏とのインタビューにより提供されたデータとISO Worldの情報
<http://www.ecology.or.jp/isoworld/iso14000/registr4.htm> を元に著者作成

展途上国にとっては、先進国側が環境を取り引きの条件とした場合、貿易上の優位が薄れる。環境問題では世代内衡平も重大なテーマだ。南北での環境対策に対する格差を克服するために、どのようなことがなされるべきかが今後の重要な課題である

また、日本国内のISO14001の産業別取得状況を見ると、日本の輸出産業が国際取引のことを考えてISO取得に熱心に取り組んでいることが明らかになる。98年12月段階で関連会社や取引相手にEMSの構築を求めている企業として、Apple Computers, Canon, Chiba-Geigy, China Light and Power-CLP Hong Kong, Daimler Benz, Jaguar UK, IBM, Mitsubishi Electronics, NEC, Nissan, Nokia, LG Semicon, Siemens Korea, Shell UK, Toyota, Rover

図2-2 地域別取得状況(99年1月末現在)

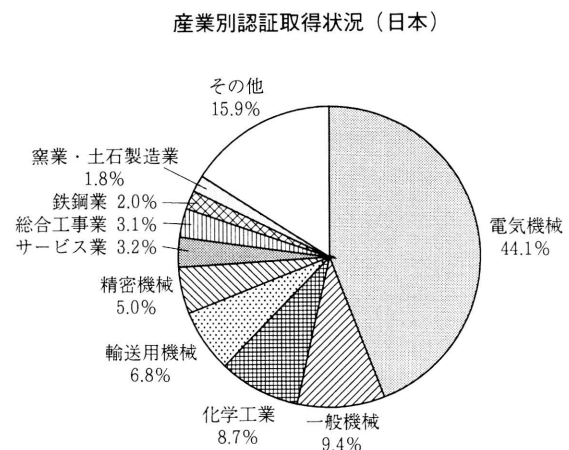


注 ドイツ環境省のRainhard Piglau氏とのインタビューにより提供されたデータとISO Worldの情報
<http://www.ecology.or.jp/isoworld/iso14000/registr4.htm> を元に著者作成

UK, Volvo Sweden, Volvo France があげられる³⁹⁾。

メリット3のところで、現在、グリーン購入(調達)が盛んに行われており、この一環として自治体が取引相手にEMS構築の有無を聞いたり、またそれを取引の条件とすることも考えられることを述べたが、この動きは企業の環境への取り組みを進める一方、市場に参入する際の障壁になる可能性がある。というのも、組織の規模によりEMS構築の取り組みに差があるからだ。一方、認証取得した組織にとっても、その取引相手や下請けが海外にあったり、その組織がEMSを構築するのが困難な場合どうするのかという問題がある。実際、英国のHerefordとSuttonが、取引相手や環境方針やEMS構築の有無を問うという動きを示している。日本でも同様な動きがある(例 建設省

図3 業種別取得状況 99年1月31日現在



注 ISO Worldの情報 <http://www.ecology.or.jp/isoworld/iso14000/registr1.htm> を参照して著者作成

の ISO14001モデル事業⁴⁰⁾。政府のグリーン化の流れもあり、この動きはさらに進むであろうと予想される。だが、公共機関は、無意識のうちに競争を規制したり、競争を歪めたりすることの無いように十分に配慮する必要がある。自治体 EMAS の中でも「EMS を入札の条件として特定したかったら、まず規格の構築・認証取得が入札する可能性のある企業の間にすでに広まっているかどうかを考慮しなくてはならない。もし広まっていなかったら、自治体はそれらの規格を企業が持っていないからといって入札を断るべきではない。また認証取得していない業者には契約の仕事が始まるまでの適当な時に認証取得する意思があるということを示す機会が与えられなくてはならない」と記述されている。この考えは ISO14001の場合も当てはまるものではないだろうか。

4 今後の課題

EMS 構築が組織と組織のステイクホルダーにどのようなメリットもたらすか、また、それにはどのような問題点があるかについて明らかにした。ここであげた 3つの問題点をいかに克服するかというのは今後の重要な課題である。現在多くの自治体が EMS 構築に取り組んでおり、今後さらにその動きは広がっていくであろう。自治体が EMS を構築するのは自治体のすべての活動に環境意識を取り込み、環境保全活動を展開するためである。EMS を構築したら、継続的な改善をしなくてはならないので多額の税金を用いることとなる。故に行政の主体となる住民に対して、環境情報公開は規格の要求事項になくとも必要となるであろう。今後 EMS に取り組む自治体は特にこの情報公開の面を考慮しながら EMS を構築する必要がある。今は、EMS の導入時期であるため、成果自体が明らかになっていない。公共機関の場合、建物等の直接的な環境影響だけでなく、公共機関が行うサービスによって発生する間接的な環境影響もある。数値化が難しいものをいかに数値化し、評価するかについて実証研究をふまえながら深めていく必要がある。また、政府や自治体の環境への取り組みがどれだけ、周りのステイクホルダーに影響を与えるかについても明らかになっていない。この点についても今後研究を深めていく必要がある。

謝 辞

多くの方々のご指導とご協力のもとこの論文を作成することが出来た。

指導教官の外川健一助教授を始めとする沢山の先生方、環境管理研究会のメンバーの方々、貴重な資料を提供して下さいましたドイツ環境省の Reinhard Peglau 氏、環境 ISO

自治体ネットワーク (NEILA) の方々、監査法人トーマツの杉本 勝氏、財団法人地球環境センターの飯塚孝司氏、通産省工業技術院の矢野友三郎氏、ISO World の辻井浩一氏、日本品質保証機構の市川正彦氏、住友海上火災保険安田火災海上保険、フィールド調査の際に時間を割いて協力して下さい下さった各自治体の方々 (Hereford: Trish Marsh 氏, Nottingham: Dave lee 氏, Sutton: Patrick Whitter 氏, 神奈川県環境科学センター: 青山尚巳氏, 滋賀県工業技術総合センター: 前川 昭氏, 三重県: 森島博之氏・田中美樹氏, 北九州市: 中園 哲氏, 内藤英夫氏, 京都市: 八木雅代氏, 上越市: 田中徹氏, 水俣市: 吉本哲朗氏, 板橋区: 浅井浩氏) に心から感謝の気持ちを記して筆を置くこととしたい。

- 1) 本論文で「公共機関」という言葉を用いる場合、行政主体である国、地方公共団体、公共組合、営造物法人 (行政法人) を指している。また、「地方自治体」もしくは「自治体」を用いる場合、それは地方自治法第 1 条の 2 でいう地方公共団体 (1 普通地方公共団体 (都道府県や市町村などその地域内での自治権をもつ団体) と 2 特別地方公共団体) を指している。
- 2) 環境マネジメント (環境管理) とは、国・自治体・企業などの組織が、法令などの規制や基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全の行動を取ることである。
本論文で使用する主な略語の正式名称およびその意味は以下の通り。
 - ・EMS (Environmental Management System) は、環境マネジメントシステムの略。
 - ・ISO (International Organization for Standardization) は、国際標準化機構の略称である。ISO は 92 カ国の国内標準機構からなる非政府組織で 1947 年に設立している。
 - ・ISO 14000 シリーズ: 環境管理システムに関する国際規格
 - ・ISO 14001: 環境マネジメントシステムの利用指針つき仕様
 - ・ISO 14004: 環境マネジメントシステムの原則、システム及び支援技術の一般指針
 - ・EMAS (Eco Management and Audit Scheme): 欧州の環境マネージメント・監査スキーム
 - ・LA EMAS (EMAS for UK local authorities): 英国自治体 EMAS=EMAS のイギリス自治体版
 - ・BS 7750 (British Standard 7750): 環境管理システムに関する英国国内規格
- 3) Report of the United Nations Conference on Environment and Development (Rio de Janeiro, 3-14 June 1992) Annex I Rio Declaration on Environment and Development A/CONF.151/26 (Vol. I) 12 August 1992 gopher://gopher.un.org:70/00/conf/unced/English/riodecl.txt
- 4) United Union Department of Public information "Earth Summit Agenda 21 The United Nations Program of Action from Rio" 1993. gopher://gopher.un.org:70/11/conf/unced/English
- 5) Chapter 28 Local Authorities Initiatives in Support of Agenda 21 28.1 Report of the United Nations conference on Environment and Development Rio de Janeiro, 3-4 June 1992 A/CONF.151/26 (Vol.III) 14 August 1992, *Earth Summit Agenda 21 The United Nations Program of Action from*

Rio” 1993 [gopher://gopher.un.org:70/00/conf/unced/English/a21_28.txt](http://gopher.un.org:70/00/conf/unced/English/a21_28.txt)

目標：(a) 1996年までに、各国の地方公共団体の大半は地域住民と協議し、当該地域のための「ローカルアジェンダ21」について合意形成する。

行動：28.3 地方自治体は市民、地方団体、民間企業と対話、協議し「ローカルアジェンダ21」を採択すべき。協議と合意形成の過程を通じて、地方公共団体は市民や地域社会、産業・商業団体から学び、最善の戦略を策定するために市民レベルの関心を高めることになる。

- 6) 政府のグリーン化のための勧告として Organization for Economic Co-operation and Development “OECD programme on sustainable consumption and production-workshop on improving the environmental performance of government 8-9 Oct 1996 Paris “General distribution OCDE/GD (97) 124. 1997. に書かれている内容は以下の通り

- 1) リューズ・リサイクル・回収の手段を通じて、日常業務におけるエネルギー・水・原材料の最適化に関する目標と時間枠組みを明確に設定する。
- 2) 天然資源の保存と最適化利用を促進し、政府の建築物と施設の設計、建築、修理、解体において廃棄物の発生を最小化する。
- 3) 環境に配慮した製品とサービスを調達する政策を作り、実行する。
- 4) 政府所有の建築物や施設の業務や開発のそれぞれの段階でマネジメントの原理、特に EMS のアプローチを取る。
- 5) 環境パフォーマンスの改善戦略の進行を調整し、評価するシステムを作る。
- 6) 大規模公共投資計画、効率性を改善するようなインセンティブを与えるものと抑制するもの、環境パフォーマンスを高める技術の選択において、適当なシステム的分析方法や経済的評価と環境影響評価手続きをとる。

さらに、この6つの事項を実施するために、加盟国がすべきこととして、以下の事を決定。

- 1) 政府の業務と施設に関する意思決定過程において、環境を配慮したものとその他のものを統合し、促進するために省庁間で協議し、協調するメカニズムを作る。
 - 2) 訓練プログラム、意識向上のためのインセンティブ、報酬プログラム、法典、指令、規則等を設ける等により、公務員の環境意識を高める。
 - 3) 全ての政府機関と公共機関の業務や建築物における環境パフォーマンスを向上するための行動を促進し、それらが、中央政府が取っている基準と同様の基準を遵守することを促進する。
 - 4) 政府建築物と業務に関する調達と環境に配慮したマネジメントに関するパイロットプロジェクトの中で私的機関と協力する。
 - 5) 政府の環境パフォーマンス改善の結果や勧告の実施に関して、日常的にデータや情報を交換する。
- 7) 率先実行計画の概要 <http://www.eic.or.jp/eanet/info/files/syou-4/4-2/sossenga.htm>
- 8) ENV02 : Develop Cross Agency Ecosystem Planning and Management Background: *Improve Environmental Performance at Federal Buildings and Facilities*. <http://www.npr.gov/library/reports/envre.html>
- 9) Office of the Vice President Washington, DC: Improving Environmental Management: Accompanying Report of the National Performance Review. September 1993. <http://www.npr.gov/library/reports/envre.html>

- 10) OECD programme on sustainable consumption and production *Report of the workshop on environmental management systems for government agencies* 14-15 Jan 1998, Stockholm Sweden ENV/EPOC (98) 11/FINAL.

- 11) 1998年12月現在、イギリスで EMAS・ISO14001 認証取得の政府機関として、Department of Environment, Scottish Office, Basingstoke, Boston Borough Council, Brent, Camden, Chelmsford, Cheshire, Crawley, Crewe, Dacorum, Hereford, High-Peak, Horsham, Kirkless, Leeds, Leichster, Lewwes, Lincoln, Neath Port, North Lincolnshire, North Norfolk, Nottingham, North Wilshire District Council, Oadby, Pembrokeshire, Southwark, Stratford-upon Avon, Stroud, Suffolk, Surrey County Council, Sutton, Taunton Deane Borough Council, Vale of Whitehouse, Wavency, North Wiltshire, Taunton Deane, Bassetlaw, Warwickshire があげられる。

- 12) 99年3月1日現在の ISO14001 認証取得に関する動き（太文字は認証取得済み）。国の機関としては環境庁が、本庁で取得予定を宣言した自治体として、東京都、**大阪府**、京都府、茨城県、岩手県、**大分県**、群馬県、高知県、**埼玉県**、静岡県、鳥取県、徳島県、長崎県、兵庫県、三重県、和歌山県があげられる。本庁での認証取得に向けて検討中の自治体として、愛知県、福島県、山口県が、本庁での認証取得に向けて調査中の自治体としては、新潟県、福井県、福岡県、広島県、山梨県、宮崎県があげられる。関連機関として取得予定を表明したのは、石川県工業試験所、石川県保険環境センター、大阪府農村野除水場、**南大阪湾岸南部流域下水道組合**、神奈川県産業技術総合研究所、岐阜県各務原浄水センター、群馬県衛生研究所、高知県工業技術センター、**滋賀県工業技術総合センター**、**静岡県環境衛生科学研究所**、東京都清掃工場、東京都下水道局、栃木県保険健康センター、徳島県工業技術センター、兵庫県工業技術センター、兵庫県公害研究所があげられ、認証取得に向けて検討中の関連機関として石川県九谷焼試験場が、認証取得に向けて調査中の関連機関として神奈川県企業電気局発電施設、広島県、宮崎県があげられる。第三セクターでは**三重県環境保全事業団**が構築済である。市では、取得予定を宣言した市として、明石市、飯田市、伊勢市、泉大津市、大阪市環境科学研究所、大阪市工業研究所、小田原市、鹿児島市、金沢市清掃工場、亀岡市、川口市、北九州市、京都市、草津市、湖西市、国分市、静岡市ごみ焼却処理施設、清水市、**上越市**、**鯖江市**、仙台市、長崎市、名古屋市、羽島市、八ヶ崎市、浜松市、花巻市、**日田市**、人吉市、広島市、平塚市、福岡市、福井市、武生市、**水俣市**、宮古市、八幡市、**横須賀市下水道施設**、横須賀市、千葉市、四日市市が、認証取得に向けて検討中の市として泉大津市、大津市、草津市、久喜市、横浜市、沼津市、清水市、口市、別府市が、認証取得に向けて調査中の市として神戸市があげられる。取得予定を宣言した町としては**岩手県金ヶ崎町**、**千葉県白井町**、三重県海山町、三重県河芸町、滋賀県水口町、**京都府園部町**、が、認証取得に向けて検討中の町としては神奈川県大磯町、秋田県二ツ井町があげられる。区では**東京都板橋区**が認証取得済である。

- 13) 各国での取り組みは以下のとおり。

ドイツでは、Bamberg (BY), Erlangen (BY), Nurnburg (BY), Isny (BY), Teningen (BW), Ulum (BW), Kehl (BW), Leutkirch (BW) が ISO14001 の認証取得に取り組み、Wuppertal (NW), Biebesheim (HE), Bad Harzburg (NI), Bad Dürkheim (RP), Munster, Regensburg (BY) が EMAS の認証取得をしている。オーストリアでは、Bruck/Leitha, Ebreichsdorf, Trenits において、EMAS の認証取得に関するパイロット計画実施中である。アメリカでは、Montville (CT), City of Scottsdale (AZ), Wayne County (MI), Commonwealth (MA), Town of London-

- derry (NH), City of Indianapolis (I), City of Gaithersburg (MY) で ISO14001 認証取得に関するパイロット計画実施中である。
- 中国では, Shanghai (上海), Tianjin (天津), Xiamen (厦門), Shenzhen (深圳), Chongqing (重慶), Qingdao (青島), Benxi (本溪), Dalian (大連), Suzhou (蘇州), Chengdu (成都) 北京華夏国家環境総局 EMS 審核中心 (北京), 中国環境科学研究院 EMS 認証中心 (北京), 上海電子儀表自量審核所 (上海), 上海 EMS 認証中心 (上海), 深圳市環境管理体系認証中心 (広東省深圳市), 広州実保管理中心 (広東省広州市) が認証取得済みもしくは予定。
- 各国の公共機関における EMS 構築の現状に関しては, 伊藤佳世「地方自治体による環境マネジメントシステム構築の現状と課題英国と日本の事例」(所収 長崎大学環境政策研究会『論文集環境政策と環境監査』) 3 月, 1998 年と各自治体へのヒアリング調査, 環境自治体ネットワーク NEILA での情報交換, EMS 研究会(福岡)での情報交換, ドイツ環境省の Reinhard. Piglau 氏へのインタビューを元に作成した。
- 14) Department of the Environment, Transport and the Regions: *Implementing Environmental Management systems in Government-guideline for environmental managers and other key people* <http://environment.detr.gov.uk/>
 - 15) Office of Environmental Policy and Assistance Department of Energy, Federal Facilities Enforcement Office Environmental Protection Agency: *Environmental Management Systems Primer for Federal Facilities* <http://homer/hsr.ornl.gov/oepa/search/search-tis.cfm>
 - 16) 環境 ISO 自治体ネットワーク (NEILA) は, 自治体職員対象に 1997 年にできたネットワークで, そこでは環境政策や環境情報が交換されている。
 - 17) ハンドブック作成を行っている自治体としては, 大阪府, 愛知県, 神奈川県, 群馬県, 埼玉県, 静岡県, 千葉県, 福岡県, 熊本市, 横浜市があげられる。
 - 18) セミナーの実施を行っている自治体としては, 愛知県, 石川県, 愛媛県, 大阪府, 岡山県, 神奈川県, 京都府, 熊本県, 埼玉県, 滋賀県, 千葉県, 奈良県, 徳島県, 鳥取県, 栃木県, 富山県, 兵庫県, 三重県, 宮崎県, 山形県, 川崎市, 北九州市, 京都市, 広島市がある。
 - 19) 東京都, 滋賀県, 北九州市で地元企業対象に技術指導を実施している。
 - 20) 埼玉県と滋賀県が研究会を開いている。
 - 21) 地元企業の ISO14001 認証取得のために補助金・融資の制度を設けている自治体は, 北海道, 秋田県, 熊本県, 埼玉県, 栃木県, 三重県, 上越市である。
 - 22) 神奈川県は ISO14001 取得企業に対し, 許認可簡素化を行っている。
 - 23) 三重県と北九州市が地元審査機関を設けている。
 - 24) 岐阜県はグリーン購入の際, EMS の構築を考慮している。優先購入の対象は, 土木・建設資材や事務用品で県内市町村にも使用を要請している。
 - 25) 広島市と北九州市でモデル事業を実施している。
 - 26) 情報公開法を制定している国として, スウェーデン, アメリカ, デンマーク, フィンランド, ノルウェー, オランダ, フランス, カナダ, ドイツ, イギリス, 韓国があげられる。日本国内でも 1999 年 2 月 16 日に情報公開法案が衆議院を通過した。今後, 参議院を通過した後, 施行・公布される予定だ。これに従い, 中央省庁の行政文書は原則公開となる。
 - 27) Report of the United Nations Conference on Environment and Development (Rio de Janeiro, 3-14 June 1992) Annex I
- Rio Declaration on Environment and Development A/CONF. 151/26 (Vol. I) 12 August 1992 gopher://gopher.un.org:70/00/conf/unced/English/riodecl.txt
- 28) 行政上の法律関係として, 行政主体と行政客体がある。行政主体とは, 行政権の帰属者である国, 地方公共団体, 特殊法人として位置付けられる公共組合と営造物法人 (行政法人) があてはまり, 行政客体とは行政の相手方となる人格で日本国民, 外国人, 私法人, 公法人の区別を問わない。一橋出版『行政法の解説』を参照。
 - 29) 公開性とはものごとの意味や価値が万人の自発的参加を通じて判断されるのを認めることを指す。
 - 30) 公共性とは公的領域において現れるあらゆるものが, あらゆる人々に見られ, かつ聞かれること, すなわち可能な限り広い公開性をもつことを指す
 - 31) ISO: ISO 14004. *Environmental management systems-general guideline on principals systems and supporting techniques* 1996.
 - 32) ISO: ISO 14001 *Environmental management systems-specification with guidance for use*, 1996.
 - 33) 民法 632 条において, 請負とは, 「当事者の一方がある仕事を完成する約束をし, 相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約束することによってその効力を生じる民法上の契約」と定義されている。
 - 34) The Office for official publications of the European communities: Council Regulation (EEC No1836/93 of June 1993) allowing voluntary participation by companies in the industrial sector in a community Eco-management and audit schemes, 1993.
 - 35) 国家賠償法 1947 年 10 月 27 日 法律第 125 号
 - 1 条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が, その職務を行うについて, 故意又は過失によって違法に他人に損害をあたえたときは, 国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。
 - 2 条 道路, 河川その他の公の営造物の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは, 国又は公共団体は, これを賠償する責に任ずる。
 - 36) 住友海上火災保険株式会社と安田火災海上保険株式会社に自治体と損害保険会社との契約について問い合わせをしたところ, 「地方自治体の中には『地方自治体賠償責任保険』という賠償責任保険契約を損害保険会社と締結するところがある。この保険は, すべての地方自治体が契約可能であり, 『全国市長会契約』, 『特別区長会契約』および『全国町村会契約』のいずれかを通じて, 団体契約を行うことになる。この場合, 保険契約者は通常地方自治体, 被保険者は地方自治体, 保険の対象は自治体施設, 自治体業務, 自治体生産物に係わる賠償責任となる。『地方自治体賠償責任保険』は, 地方自治体の賠償責任リスク (施設危険, 業務遂行危険, 生産物危険) を総合的にカバーする保険だが, 都道府県レベルでは, 賠償資力が充実しているため, 個別に付保しているケースが多いということだ。その中で普及度が高いのは, ほぼ全都道府県で付保されている都道府県道の施設賠償責任保険とされている。」との回答を得た。
 - 37) An Environmental statement for the Eco management and Audit Scheme for UK Local Government: *Hereford City Council Environmental Statement Mar94-Dec95*, 1994. Department of the Environment: *EMAS Help desk case study Hereford city Council*, 1996. Department of the Environment: *EMAS Questionnaire, Feb. 1997 Hereford city Council*, 1997. Department of the Environment: *EMAS Winning through*

Environmental management case study five 1996. とヒアリング調査により入手

38) 不正競争防止法第2条において、『営業秘密』は、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいうと定義されている。

39) 各社の出している環境声明書等を参照した。

40) 建設省平成10年1月9日 ISO14001モデル事業について

<http://www.moc.go.jp/tec/iso9000/press/press980119.htm>

1 東北地方建設局の胆沢ダム工事事務所・湯沢工事事務所、2 関東地方建設局の京浜工事事務所・東京国道工事事務所・利根川水系砂防工事事務所、3 中部地方建設局の名古屋国道工事事務所にEMSを構築させ、平成10年度以降、構築を終えた事務所からモデルプロジェクトに関する設計業務や工事について、工事事務所が定めた環境目的・目標を達成するために、受注者にEMSの運用を求めるというもの

参考文献

- 阿部斉, 新藤宗幸『日本の地方自治』東京大学出版会, 1998年.
- 伊藤佳世「地方自治体による環境マネジメントシステム構築の現状と課題英国と日本の事例」(所収 長崎大学環境政策研究会『論文集 環境政策と環境監査』) 3月, 1998年 a.
- 伊藤佳世「地方自治体による環境マネジメントシステム構築の現状と課題英国と日本の事例」(所収 環境経済政策学会『環境経済・政策学会1998年度報告要旨集』) 1998年 b.
- 井村秀文「環境管理の理念, 目標, 手段」(所収 土木学会環境システム委員会編『環境システム—その理念と基礎手法』) 1998年.
- 植田和弘『環境経済学』岩波書店, 1996年.
- ウェーバー M (世良晃志郎訳)『支配の社会学 I』創文社, 1996年 (1960).
- 宇賀克也「行政と市民の関係の変革」『法学教室』No.191, 1996年.
- 宇賀克也『情報公開法の理論』有斐閣, 1998年.
- 右崎正博, 宇賀克也「情報公開法案の検討」『法律時報』第70巻, 6号, 1998年.
- 右崎正博「情報公開法の意義と課題」『法学セミナー』No.522, 1998年.
- 宇都宮深志『環境理念と管理の研究地球時代の環境パラダイムを求めて』東海大学出版会, 1995年.
- 環境自治体ネットワーク Neila <http://www.rit.shiga-irc.go.jp/neila/mail/>
- 環境と開発に関する世界委員会 WCED (大来佐武郎監訳)『地球の未来を守るために』ベネッセ, 1990年 (1987).
- 上妻義直「環境ステートメントにみる EMAS の現状と問題点」『企業会計』第49巻, 第12号, 1997年.
- 國部克彦「社会的アカウンタビリティの論点」『経営研究』大阪市立大学経営学会 第44巻, 第1号, 1993年.
- 國部克彦「環境情報ディスクロージャーの理論と実践—イギリスの動向を中心として」『証券研究年報』大阪市立大学証券研究センター, 第9号, 1994年.
- 國部克彦「複合概念・複合現象としてのアカウンタビリティ」『會計』第149巻.第2号, 1996年.
- 國部克彦「社会的市場と環境情報開示」『會計』第152巻第1号, 1997年 a.
- 國部克彦「環境アカウンタビリティの社会的構築プロセス—環境報告書を要求する論理と提供する論理」『国民経済雑誌』神戸大学経済経営学会, 第174巻, 第2号, 1997年 b.

國部克彦「社会的市場と環境情報開示」『国民経済雑誌』神戸大学経済経営学会175巻 第3号, 1997年 c.

國部克彦『環境会計』新世社, 1998年.

笹谷康之「持続的な社会を支える各種主体の役割」(所収 土木学会環境システム委員会編『環境システム—その理念と基礎手法』) 1998年.

情報公開法研究会『情報公開制度のポイント』ぎょうせい, 1998年.

浜田純一「情報公開と現代行政」『法学教室』No.191, 1998年.

藤井照夫「法目的」情報公開法研究会『情報公開制度のポイント』ぎょうせい, 1998年.

藤原静雄「ドイツ環境情報法(1)」『自治研究』第72巻3号, 1996年.

藤原静雄「比較のなかの情報小会法要綱案」『法律時報』, 第69巻第1号, 1997年.

藤原静雄『情報公開法制』弘文堂, 1998年.

ポーター M.E. (土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫・戸成富美子訳)『国の競争優位 (下)』ダイヤモンド社, 1992年 (1990).

多賀谷一照「ダム建設計画の情報を開示請求した場合意思形成過程情報」『法学セミナー』No.522, 1998年.

谷津龍太郎「環境計画」(所収 土木学会環境システム委員会編『環境システム—その理念と基礎手法』) 1998年.

通産省工業技術院標準部 JISC ISO14001. <http://www.jisc.org/il41.htm>

中村正久「国際的取組」(所収 土木学会環境システム委員会編『環境システム—その理念と基礎手法』) 1998年.

浜田純一「情報公開と現代行政」『法学教室』No.191, 1996年.

橋爪繁幸「環境管理システムの国際規格化について」(所収 アジア経済研究所『発展途上国の環境政策の展開と法』) 1997年.

松井茂記『情報公開法』岩波新書, 1996年.

山地秀俊「最近の日本における『情報公開』制度化の動向とその問題点—特に環境情報公開との関連で—」『国民経済雑誌』神戸大学経済経営学会175巻 第3号, 1997年.

Agenda 21. 1992. [gopher://gopher.un.org:70/00/conf/unced/English/a21-18.txt](http://gopher.un.org:70/00/conf/unced/English/a21-18.txt)

An Environmental statement for the Eco management and Audit Scheme for UK Local Government: Hereford City Council Environmental Statement Mar94-Dec95, 1994.

British Standards institution: BS 7750: Environmental management systems, 1994.

Code of conduct concerning public access to council and commission documents, 93/730EC, OJ NOL340 of 31.12.1993 33 Department of the Environment: EMAS Help desk case study Hereford city Council, 1996.

Department of the Environment: EMAS Questionnaire, Feb. 1997 Hereford city Council, 1997.

Department of the Environment: EMAS Winning through Environmental management case study five, 1996.

Department of the Environment Transport and the Regions: Greening Government Operations. <http://www.environment.detr.gov.uk/greening/ems/ems.htm>

Department of the Environment, Transport and the Regions: Implementing Environmental Management systems in Government—guideline for environmental managers and other key people. <http://environment.detr.gov.uk/>

Department of Energy Office of Environmental Policy and Assistance, Environmental Protection Agency Federal Facilities Enforcement Office: Environmental Management Systems Primer for Federal Facilities. <http://homer/hsr.ornl>.

- gov/oeпа/search/search-tis.cfm
- EU Directive 90/ 313/ EEC on freedom of access to environmental information. <http://www.eea.eu.int:80/Document/Excorep/Freexs/legal.htm#2.1Directive90/313/EEC>
- Executive Order 12898: Environmental Justice for Minority Populations <http://www.npr.gov/library/direct/orders/264a.html>
- Federal Implementation of the North American Agreement on environmental cooperation Executive Order. EO 12915 1994. <http://nodis.hq.nasa.gov/Library/Directives/NASA-WIDE/nasaeoas/ec12915.html>
- HMSO: A guide to the Eco management and Audit Scheme for UK Local Government, 1993.
- ISO: ISO 14001 Environmental management systems-specification with guidance for use, 1996.
- ISO: ISO 14004 Environmental management systems-general guideline on principals systems and Supporting techniques, 1996.
- ISO World. <http://www.ecology.or.jp/isoworld/>
- Nicholas A. Robinson: Agenda 21 Earths Action Plan, Oceana Publications Inc, 1993.
- Office of the Vice President Washington, DC: Improving Environmental Management: Accompanying Report of the National Performance Review, September 1993. <http://www.npr.gov/library/reports/envre.html>
- OEPA Environmental Law Summary: Emergency Planning and Community Right-to-Know Act <http://tis-nt.eh.doe.gov/oeпа/law-sum/EPCRA.HTM>
- Organization for Economic Co-operation and Development: OECD programme on sustainable consumption and production-workshop on improving the environmental performance of government 8-9 Oct 1996 Paris, General distribution OCDE/GD (97) 124. 1997.
- OECD Council Resolution of the Council on Improving the Environmental Performance of the organization for economic co-operation and Development 21 Mar. 1996 C (96) 40/Final. <http://www.oecd.org/env/gog/gd3.pdf>
- OECD Council Recommendation on Improving the Environmental Performance of Government, Paris 8-9 October 1996, OCDE/GD (97)/24. <http://www.oecd.org/env/gog/gd2.pdf>
- OECD programme on sustainable consumption and production: Report of the workshop on environmental management systems for government agencies 14-15 Jan 1998, Stockholm Sweden. ENV/EPOC (98) 11/FINAL
- Ralph E Hallo Stichting Natuur en Milieu (Netherlands Society for Nature and Environment) May 1997: Public access to environmental information. Expert's Corner No. 1997/1 <http://www.eea.eu.int:80/Document/Excorep/Freexs/Freexs.pdf>.
- Report of the OECD Workshop on Improving the Environmental Performance of Government C (96) 39/Final <http://www.oecd.org/env/gog/gd1.pdf>
- Rio Declaration gopher://gopher.un.org:70/00/conf/unced/English/riodecl.txt
- The Office for official publications of the European communities: Council Regulation (EEC No1836/93 of June 1993) allowing voluntary participation by companies in the industrial sector in a community Eco-management and audit schemes, 1993.
- UN ECE: The Guidelines on Access to Environmental Information and Public Participation in Environmental Decision-making. <http://www.eea.eu.int/frseain.htm>
- United Union Department of Public information: Earth Summit Agenda 21 The United Nations Program of Action from Rio, 1993.

EMS for Public and Local authorities

Kyushu University
Graduate school of Social and Cultural studies
Kayo Ito

Abstract. Since Rio summit in 1992, Sustainable development becomes keyword for the Environment. In recent years, with the publication of BS7750, EMAS, and some standard of ISO 14000 series there has been heightened international interests in and commitment to improve environmental management practices by both the public and private sectors. This reflect the success of the effort in International corporation to face environmental problems and the understanding of environmental issues which relate to trade become wider. This article aim to analyze the movements of public and local authorities which try to implement EMS (Environmental Management Systems) and point out why they implement EMS and what is the background for it. It divided into the following three main parts: First, the Analysis of the Present movements toward EMS and its political background. Second, make a survey about the concept of open environmental information in the field of accounting and public administration to figure out what kind of accountability does public authority have, and who is the stakeholder of them. Last but not least, the Analysis of the merit and limitation of EMS for the public and local authorities and its stakeholders by the result of field research. As to the merit, analysis is based on thirteen merits which written in the article of ISO 14004. As to the limitation, there are three. 1) Problems of open information and public participation relate to the environment. 2) Problem of Cost, 3) Problem of equity within generations.